

MORC令和4年度第6回理事会議事録

開催日時 R4年11月27日（日）19時から21時30分 対面及びオンライン形式
出席理事 事務所にて対面参加：佐藤哲哉、乾、石塚、木村（記）
オンライン参加：赤石理事長、鈴木、佐藤敬、橋内、田村、飯島監事

1. 承認事項

1. 経過報告（前回理事会以降）

所有権確認訴訟第4回審尋 11/15仙台地裁

【概略内容】

11/7付で提出したMORCの準備書面（2）、（3）に沿ってMORCがA栈橋を所有する主張を展開した。

- ① セイルヨット我妻社長の急逝により栈橋工事代金の支払いが困難となった。
- ② このため平成26年8月26日に施工元のファーストマリン関口社長と赤石理事長をはじめとしてMORCメンバーが話し合い次の結論に至った。
- ③ MORCが残りの工事代金¥5698万円を支払う。
- ④ 即ち、セイルヨット発注の栈橋設置工事をMORCが承継することになった。
- ⑤ 工事終了後、A、C栈橋はMORCに引き渡された。
- ⑥ よってMORCはA栈橋の所有権を取得した。
- ⑦ また工事施工者のファーストマリンの考えを聞くため、証人申請を含め陳述書を提出する事になった。
- ⑧ 今後の日程 第5回審尋 12/20（火）午後3時から

2. 審議事項

（1）定期総会提案議題の審議

- ①R5年度事業計画
- ②同予算案

総務理事から要点を説明後、討論の結果一部表現を改め、原案通り承認された。

（2）その他総会議案審議

①Y23のMORC加盟

田村理事から提案内容の説明

- ・Y23クラブの位置付けはMORCに直接付属するようにしたい。
- ・費用負担については新規艇登録料、年間艇登録料を支払う。同様に小浜管理費

5万円も支払う。係留場所についての希望も提案された。

議論の過程で次の意見が出された。

- ・これまで数回にわたる議論を反映し、費用負担については前向きな提案と評価できる。然るにY23の帰属に関しては小浜フリースの組織があるのでまずはここに所属するのが望ましいのではないかと意見があった。一方、Y23は従来のクルーザーに所属させるには無理があり、別カテゴリーとなるのではないかと、との意見もあり結論は出なかった。また係留場所に

ついてB棧橋の利用提案があったがこの場では直ぐに結論がでないので検討課題となった。

しかしながらY23課題を前に進めるためには可能な艇から艇登録や小浜フリートへ加入してその中で議論を詰めてお互い納得できる形で折り合うべきとの結論に至った。以上の内容で総会に提案することになった。

②船艇登録規定の変更提案（赤石理事長）

現行のMORC船艇登録規定はエンジンを搭載し船検を所有することが条件となっているため一部Y23艇のエンジンを搭載しないヨットについての船艇登録については船艇登録規定を変更する必要がある。従って次の提案が行なわれ、賛成多数で承認された。

【船艇登録規定の変更】

宮城外洋帆走協会艇登録規則改定案

第2項を以下のように改定する。

『有効な船舶検査証を有すること。これのない船は型式並びに国土交通省に登録された番号を登録し、船舶検査に相当する法定備品を備えること。』

⇒ 具体的な法定備品に関しては別途定める。

この変更内容を次回総会に報告する。

③R4年度A棧橋使用料の返還請求の件

前記の件につきセイルヨットに対し従来同様に支払ったが一昨年来、セイルヨットとは「A棧橋工事代金の清算調停交渉」をはじめ昨年からの「A棧橋所有権確認訴訟」を行なっていることに鑑み、R4年度A棧橋使用料は法務局に供託するのが妥当との判断に立ち、返還をセイルヨットに求めることとする。本件特段の異論は出ず承認された。

④セイルヨット社長井上会員への総会出席辞退勧告について

現在セイルヨットとは「A棧橋所有権確認訴訟」を巡り仙台地裁にて係争中の案件であり、訴訟では利害が対立する利益相反の立場にある。また総会では訴訟の経過報告や今後のMORC取り組みが議論されることからその対極の立場にあるセイルヨット代表の井上会員が総会に出席することは一般常識に照らし合わせて到底考えられないことである。

従って、井上会員の総会出席を辞退する勧告を出すべき相当の理由がここにあり理事会として承認する。

尚、当該訴訟の代理人である白根澤弁護士も同一見解であることを付記する。

⑤総会日程の確認

日時 12月17日（土）15時から17時

場所 MORC事務所 対面会議 及びオンライン会議形式

以上